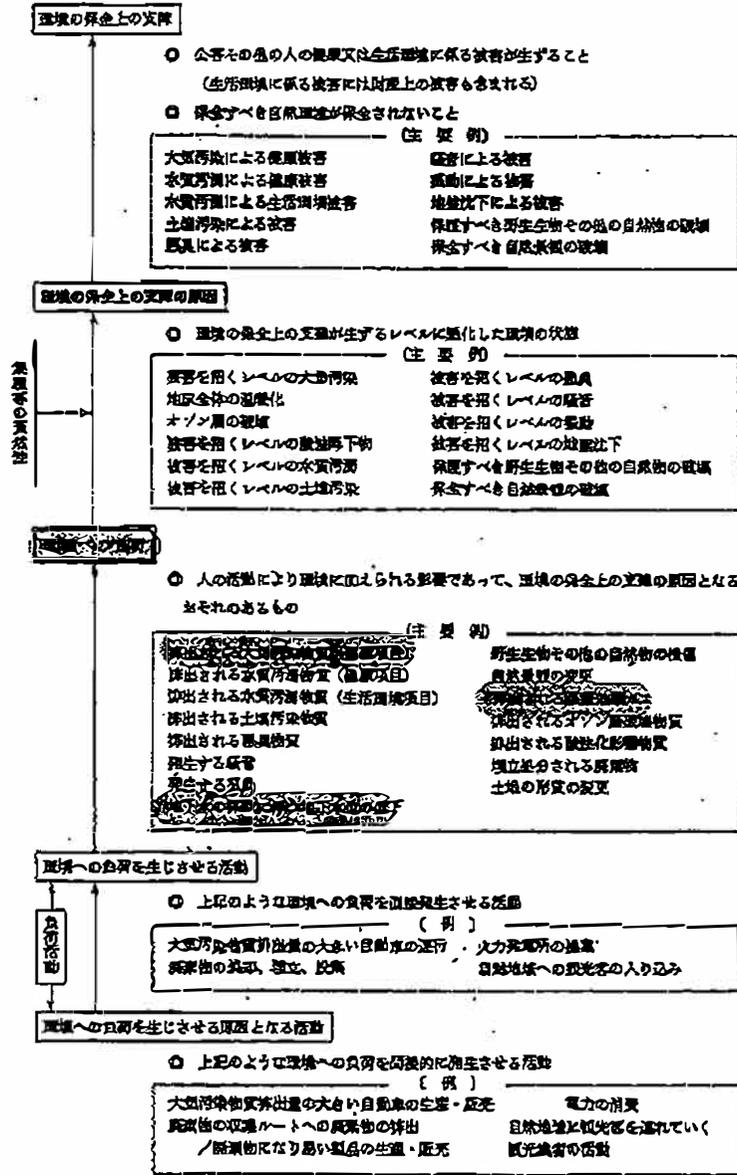


第2部 逐条解説 第2条 (定義)



第2部 逐条解説 第2条 (定義)

としての環境を良好な状態に維持することが不可欠である。

しかしながら、人間社会の規模が巨大になるにつれて、環境から取り入れる有用物の量、環境に捨てる有用物の量が自然の回復(再生・浄化)能力を超え、その結果、供給源及び吸収源としての環境が徐々に損なわれつつある。

人間の社会経済活動を持続可能なものとしていくためには、平成四年版環境白書が指摘するとおり、「究極的には自然から採取する再生可能資源の量を自然の再生生産能力の範囲とし、自然に排出する物質の量を自然が受容可能な量の範囲にすることを旨とするのが大切」(二二三ページ)である。このため、少なくとも、環境からの有用物の採取及び環境中への有用物の排出であって、自然の回復能力を超えたものを抑制させるための施策を講じていく必要がある。このような認識を踏まえ、環境への負荷を抑制し、その低減で河川の施策を講ずることとしたのである。

1 「人の活動により」

「環境」の範囲は、限られた、地震、台風、雪害、洪水や全く自然現象に基づく地盤沈下などによって天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含まないものである。

2 「環境に与えられる影響であって」

「環境への影響」の「影響」(影響)は、(一)ノース・インパクト、影響の増分)を指す概念である。「環境への負荷」は、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの等がある(次頁の図参照)。

3 「環境の保全上の支障」

「環境の保全上の支障」とは、規制等の国民の権利義務を侵害するような結果を導く程度に支障の環境の

環境基本法の解説（改訂版）

平成14年10月21日初版発行

編者 環境省総合環境政策局
総務課

発行者 株式会社 きようせい

本社 東京都中央区銀座7の4の12
(郵便番号 104-0061)

本 部 東京都杉並区荻窪4の30の16
(郵便番号 167-8088)

電話番号 編集 03-5349-6619

営業 03-6349-6668

<後印省略>

印刷 きょうせいデジタル株式会社

©2002 Printed in Japan

ISBN 4-324-00628-3

(5106367-00-000)

(略号：環境基本法（改訂）)



本書は、環境に配慮して、本文には再生紙を使用し、装丁にはリサイクルしやすいニス引き加工を使用しています。